

庁舎等使用調整計画(議案)

○ 中央合同庁舎第2号館

令和3年6月2日
財務省理財局

令和3年6月2日

財政制度等審議会
会長 榊原 定征 殿

財務大臣 麻生 太郎

令和3年度庁舎等使用調整計画について

標記のことについて、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第4条第4項の規定に基づき、別紙議案を財政制度等審議会に諮問します。

中央合同庁舎第2号館に係る庁舎等使用調整計画（案）

庁舎等使用調整計画書

1. 庁舎等の国有財産台帳記載事項

【 調整対象庁舎等名 : 中央合同庁舎第2号館 】 (令和元年度末時点)

国有財産台帳記載事項	口座名	中央合同庁舎第2号館 (管理官署：総務省)					
	所在	東京都千代田区霞が関2-1-2					
	区分	種目	数量 (㎡)	価格 (円)	取得年月及び事由	備考	
	土地	敷地	16,842	76,459,503,384	平成13年3月所管換		
	建物	事務所建 外	SRC-21-4 外 建	6,288	18,393,242,731	平成12年12月新築 外	
			延	125,778			
	その他	工作物 外	—	2,656,139,761	—		
合計	—	—	97,508,885,876	—			

2. 使用官署の名称及びその使用の現況

(令和元年度末時点)

	使用官署名	専用面積 (㎡)	使用区分
使用現況	<<使用調整対象>> 総務省 (※)	25,166	事務室等
	<<使用調整対象>> 内閣官房 (※)	452	事務室等
	警察庁	15,760	事務室等
	国土交通省	13,380	事務室等
	消防庁	2,257	事務室等
	運輸安全委員会	1,565	事務室等
	内閣府	33	その他
	皇宮警察本部	2	その他
	共用部分	67,163	
	合計	125,778	

※調整対象面積は2,310㎡
(内訳:総務省…1,947㎡、内閣官房…363㎡)

3. 使用調整を必要とする理由

デジタル庁発足に伴い中央合同庁舎第2号館より移転する官署の空きスペース (約2,310㎡) を有効活用するため。

4. 使用調整の内容、方法及び時期

使用官署名	調整面積 (㎡)	方法・時期	備考
総務省	約 330	〈方法〉専用面積の変更 〈時期〉令和3年度入居予定	民間ビルの借受解消
総務省	約 290	〈方法〉専用面積の変更 〈時期〉令和3年度入居予定	新設
デジタル庁	約 900	〈方法〉管理官署からの使用承認 〈時期〉令和3年度入居予定	業務移管
合計	約 1,520		

5. その他参考となるべき事項

(1) 使用調整の内容の内訳

- 総務省 借受解消 : 電気通信紛争処理委員会 約159㎡、政治資金適正化委員会 約173㎡
- 総務省 新設 : 自治行政局デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室 約168㎡、国際戦略局国際会議室 約118㎡
- デジタル庁 : 情報システム研修施設 約168㎡、事務室 約738㎡

(2) 借受解消となる庁舎等

- 所在地 : 東京都千代田区永田町2-17-3
- 部局名 : 総務省
- 借受解消対象面積 : 約 281㎡
- 借受料年額 : 約 2,200万円

(3) 参考となるべき事項

上記4. で策定する約1,520㎡以外の面積(約790㎡)については、後刻、改めて使用調整計画を策定する。